

正前の恩給法第三十六条若しくは第三十七条ノ二の規定による加算をすべき勤務に服した者が恩給を請求する場合においては、その者の所属庁の長は、その作成に係る勤務日誌の写を恩給請求書類に添付して差し出すことを要する。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二年六月三〇日総理府令第四六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三年九月一日総理府令第四一号)

この府令は、昭和三十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三年六月二〇日総理府令第三六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三年五月二九日総理府令第四二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三年六月二日総理府令第四七号)

この府令は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年四月一六日総理府令第二二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年六月一六日総理府令第三〇号)

この府令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年六月一日総理府令第三二二号)

この府令は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第三十四号書式及び第三十五号書式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年六月二七日総理府令第二九号)

この府令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年六月二一日総理府令第三二二号)

この府令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年七月二四日総理府令第四〇号)

この府令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二七日総理府令第四一〇号)

この府令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一月七日総理府令第六七号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月三日総理府令第三四号)

この府令は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年五月二四日総理府令第三〇号)

この府令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五五年一〇月三一日総理府令第五五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年九月二五日総理府令第三六号)

この府令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月三〇日総理府令第三六号)

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日総理府令第八号)

この府令は、平成四年四月一日から施行する。

1 この府令は、平成四年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
改正後の恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の規定は、この府令の施行前に生じた事項にも適用する。

3 改正前の恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の規定により貯金事務センターを経由してされた通知は、改正後のこれらの府令の規定によりされた通知とみなす。

附 則 (平成一〇年七月九日総理府令第四七号)

この府令は、平成十年八月一日から施行する。

附 則 (平成二二年八月二四日総理府令第九〇号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年一月二四日総務省令第一七号)

抄
(施行期日)
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

第一條 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(旧様式により調製した用紙に関する経過措置)
第十条 第一條の規定による廃止前の勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る郵便貯金の預入等に関し郵便貯金規則の特例を定める省令若しくは第一條の規定による廃止前の要介護者に係る定期郵便貯金の預入等に関し郵便貯金規則等の特例を定める省令又は第二條の規定による改正前の簡易郵便局規則若しくは第四條の規定による改正前の恩給給与細則(以下この条において「旧省令」と総称する。)に、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、旧省令に規定する様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附 則 (平成一七年三月三一日総務省令第五七号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日総務省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日総務省令第二二二号)

抄
(施行期日)
この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

第二條 改正前の恩給給与細則第十條第一項の規定により交付された支払通知書は改正後の同項の規定により交付された支払通知書と、改正前の恩給給与細則第十二條の規定により提出された届書は改正後の同条第二項の規定により提出された届書と、改正前の恩給給与細則第十六條の規定により提出された申請書は改正後の同条第十五條の規定により提出された申請書と、それぞれみなす。

附 則 (平成二六年五月一五日総務省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日総務省令第五二二号)

抄
(施行期日)
この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第二十二号)の施行の日(平成二六年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日総務省令第三五号)

抄
(施行期日)
この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日総務省令第八三三号)

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月三一日総務省令第六六号)

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二四日総務省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日総務省令第一二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一月一八日総務省令第一〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年五月二四日総務省令第五一号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一條第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

[illegible]

第六号書式

[illegible]

第七号書式

[illegible]

第八号書式

[illegible]

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

第 十六号書式（平成四年度）金庫、貯蓄信託部用「貯蓄債権貸付」の借据等記入用（年別）
 （※一頁用紙）

		一 利息計算請求書	
一部は該利息と併合で支払われ、証拠書類を添付して提出します。			
総括大目 略		年 月 日	
(フタリツキ)			
借主名 氏 姓			
公称者（旧筆 人等）氏 名		公 称 具	
死亡年月日	年 月 日	本人の親類	
保証番号		— □ □ □ □	
現在所	経過 評定		

1 学園、位記、勲記、賞与等の記載は、必要としない。

2 任命、転任、昇格、異動等は、線を通じて、関係のないように評註すること。

3 退職の事由（公務に起因しない療養のため退職した者については、その旨）を明記すること。

4 退職当時の所属官の長は、他学に関する事項については関係の上、これを評註すること。

備考 擬認者が多数あるときは、その半数以上が承認すること。

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の徴定について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく平郡年金を受けたときは、平郡年金の徴定について証明すること。

1 扶助料請求者が遺族年金又は引当金を受けたことがなく、扶助料請求者以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の受給について特例し、遺族年金を受けた者がなく扶助料請求者以外の者が引当金を受けたときは、引当金の取扱いについて特例すること。

2 遺族年金又は引当金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との婚姻関係「事実上の婚姻関係の事情なく」と記載すること。

第二十一号图式 《中》韵母字母·合韵。平声送气合韵。一部韵注

[illegible]

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について
し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく年金を受けたときは、
慰金の裁定について証明すること。

第二十二号雷式 (中) (政府令第 17 号、全巻、第 12 号、第 100 号、一部改正)

[illegible]

備考

① 扶助料請求者が遺族年金又は平恕金を受けたことがなく、扶助料請求者以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の額定について特例し、享年金を受けた者がなく扶助料請求者以外の者が平恕金を受けたときは、平恕金の額定について特例すること。

② 遺族年金又は平恕金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、実上遺族年金と同様の事情にあった者であるときは、公務員との婚姻「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。

第二十三号露式 (甲) 政府令四・全巻、第三号露式(一)部表式

昭和14年法律第144号附則第11条の規定による年勤使費証明書

公費員	(氏 名)
資料科課長兼 (司書科受任者)	
公費員上の補助員	
	(氏 名)

上記公費員の所定に付、上記昭和14年法律第144号附則第11条の規定による年勤使費証明書は、簡易な筆跡を必要とする旨を決定する旨の経緯 (昭和14年法律第144号 附則第11条の規定) による年勤使費を付する旨と決定して (決定年度経緯番号) 第

○ 年 月 日付の「年勤公費員通知書兼受任者交付し書」を記載する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

第二十四号图式 《中》韵府中归·去声。平江通海音同。一部略注。

昭和30年法律第144号附則第11條の規定による年齢合意証明書

公債員	(氏 名)
財政部事務官	
公債員との続柄	
	(氏 名)

上記公債員の死亡につき、上記続柄記載者以外の下記の者に對し、前
條第1項の規定の一部を改定する法律（昭和30年 法律 第144
号）第11條の規定による年齢合意を給予せよとの決定で（確定通知書）記
録 年（ 年 月 日）付の年齢合意通知書を送付した
ことを証明する。

記	
公債員との続柄	(氏 名)
年 月 日	

第144号附則第11條

推考 半財金受給者が、公務員と格別の地位をしていないが、事実上格別
と同様の事情にあった者であるときは、公務員との格別は『事実上の格
別にあった者』と認識すること。

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の徴定について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく平年金を受けたときは、平年金の徴定について証明すること。

- 1 扶社科控訴審が遺棄年金又は引当年金を受けたことがなく、扶社科控訴審以外の方が遺棄年金を受けたときは、遺棄年金の徴収について証明し、遺棄年金を受けた者がなく扶社科控訴審以外の方が引当年金を受けたときは、引当年金の徴収について証明すること。
- 2 遺棄年金又は引当金受取給付者が、公費負担と報酬の届出をしていないが、事實上の療養関係と同様の事情があるときと認めるときは、公費負担との関係は「事実上の療養関係にある者」と記載すること。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申込者氏名

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 _____

第二十九号書式

第二十九号通知「行政機関等による個人情報の取扱いに関する一環対応」

(運用活用)

経済社会政策委員会設置大臣官章

私は、公明党（旧民主党）の死に、決別の事項に該当することがない。

- ・ 早急なものと陳腐化は最悪の局面に陥れることになる。
- ・ 国難を免れたこと。
- ・ 原爆（東京上野区緑園地区にある平和会館）したところ。
- ・ 道義以外の者の手子となつたこと。

上記のとおり承知して頂きます。

年 月 日

印田重良氏

第三十号書式

[illegible]

第三十一号書式

[illegible]

第三十二号書式

第三十二号書式 令の施行期日：未定、平成四十四年度一般国庫収支表

国庫行政決算第一号（国庫行政決算第二号の文は決算第二号の2の依拠に係る資料に関する説明書）

（ 説 明 ）

上記の通り、公債票としての支拂申請に際しては、当該債票の毎列に於ける各債票に関する出払（国庫行政決算第66号）による正當の引当の特別に關する事項（昭和41年法律第66号）第6条第1項の規定に準じて、年月日、日付から年月日までの期間が定められたことを証明する。

年 月 日 年 月 日

（法務大臣又は法務次官の署名）

第三十三号書式

第三十三号書式（平成29年4月・改訂）

用に関する申請書

(署名)

年 月 日

により
(印刷)
(署名)

年 月の間に提出されたが、 年 月 日

「その際について、証、文、書、を、添、付、した」ことを
「執行猶予の取消しを取り消されることなくその期間を経過した」ことを
申し立てます。

年 月 日

申請者氏名

第三十四号書式

第三十四号書式（平成29年4月・改訂）

用に関する申請書

公判員（国家人等）（氏 名）

(署名)

上記の審判、 年 月 日

により
(印刷)
(署名)

年 月の間に提出されたが、 年 月 日

「その際について、証、文、書、を、添、付、した」ことを
「執行猶予の取消しを取り消されることなくその期間を経過した」ことを
申し立てます。

年 月 日

申請者氏名

第三十五号書式

第三十五号書式（平成29年4月・改訂）

懲戒又は懲罰に関する申請書

年 月 日懲戒又は懲罰の処分により退職したが、

年 月 日当該懲戒又は懲罰が免除されたことを申し立てます。

年 月 日

申請者氏名

第三十六号書式

第三十六号書式（平成29年4月・改訂）

懲戒又は懲罰に関する申請書

公判員（国家人等）（氏 名）

上記の審判、 年 月 日懲戒又は懲罰の処分により退職したが、

年 月 日当該懲戒又は懲罰が免除されたことを申し立てます。

年 月 日

申請者氏名

第四十号書式

申立者氏名

申請者姓名

獎勵法	營造獎勵	
1. 國家公務員共済組合 (財公共済組合 (三公社) 生合会等)	退職共済年金	障害共済年金
	退職年金	国民退職年金
2. 地方公務員共済組合	障害年金	

申請者氏名

第四十一号書式（作成時等付・名称、第1頁を40頁以下に併記）

加算の項目となる経済的生計関係申立書	
姓 名 の 部 分	フリガナ
な 名 部 分	
の 氏 名	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
この親類は、公判員（氏）と	
	[有] 関係している。
	[無] 関係している。
(②に○印をつけた方は、下の〔 〕欄に公判員との間の生活上の依存関係（経済的な）について具体的に記入してください。）	
〔 〕	
上記のとおり申します。	
年 月 日	
申立者氏名	

第四十二号書式（作成時等付・名称、第1頁を40頁以下に併記）

公判員（証人等）との生計関係申立書	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
私は、公判員の父兄の部、公判員と	
	[有] 関係していた。
	[無] 関係していた。
(②に○印をつけた方は、下の〔 〕欄に公判員との間の生活上の依存関係（経済的な）について具体的に記入してください。）	
〔 〕	
上記のとおり申します。	
年 月 日	
申立者氏名	

第四十三号書式（作成時等付・名称、第1頁を40頁以下に併記）

加算（加算）の項目となる経済的生計関係申立書	
姓 名 の 部 分	フリガナ
な 名 の 部 分	
の 氏 名	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
この親類は、公判員の父兄の部、公判員と	
	[有] 関係していた。
	[無] 関係していた。
(②に○印をつけた方は、下の欄に公判員との間の生活上の依存関係（経済的な）について具体的に記入してください。）	
〔 〕	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
この親類は、親戚、近親者、	
	[有] 関係している。
	[無] 関係している。
(②に○印をつけた方は、下の欄に親戚近親者との間の生活上の依存関係（経済的な）について具体的に記入してください。）	
〔 〕	
上記のとおり申します。	
年 月 日	
申立者氏名	

第四十四号書式（作成時等付・名称、第1頁を40頁以下に併記）

加算の項目となる経済的生計関係申立書	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
私は、公判員（証人等）と、下の欄の番号を	
	[有] 関係している。
	[無] 関係している。
(②に○印をつけた方は、下の欄に公判員との間の生活上の依存関係（経済的な）について具体的に記入してください。）	
〔 〕	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
この親類は、親戚、近親者、	
	[有] 関係している。
	[無] 関係している。
(②に○印をつけた方は、下の欄に親戚近親者との間の生活上の依存関係（経済的な）について具体的に記入してください。）	
〔 〕	
上記のとおり申します。	
年 月 日	
申立者氏名	

第四十五号書式

第四十五号書式（特別清算法）第45条、第46条第1項（特別清算）

名称（名称）の役員である議決の議決の減少申請書	
第 1 項（第 1 項）の 対象となっていた 議 決 の 氏 名	フリガナ
対象でなくなった 年 月 日	年 月 日
事 由	（次の事由する事由に○印をつけてください。また、②に○印をつけた方は、異議の事由を（ ）内に記入してください。） ① 死亡 ② その他（ ）

上記のとおり申立てます。

年 月 日

申立書長

第四十六号書式

第四十六号書式（特別清算法）第46条、第47条第1項（特別清算）

一 特 殊 結 算 に 関 する 申 立 書	
年 月 日	（名称）（名称）を清算したことにより、
第 1 項（第 1 項）の 事 由	号の一時清算事由を認めたことである。
（次の事由する事由に○印をつけてください。）	
① 清算する。	
② 一時清算事由を 認 認しない。	

上記のとおり申立てます。

年 月 日

申立書長

第四十七号書式

第四十七号書式（特別清算法）第47条、第48条第1項（特別清算）

一 特 殊 結 算 に 関 する 申 立 書	
（名称）	
私は、死亡した役員が受けるべきであった一時清算事由を、	
第 1 項（第 1 項）の 事 由	号の一時清算事由を認めたことである。
（次の事由する事由に○印をつけてください。）	
① 清算する。	
② 一時清算事由を 認 認しない。	

上記のとおり申立てます。

年 月 日

申立書長

第四十八号書式

第四十八号書式（特別清算法）第48条、第49条第1項（特別清算）

一 特 殊 結 算 に 関 する 申 立 書	
（名称）	
私は、役員が死亡したことにより、	第 1 項（第 1 項）の 事 由
の一時清算事由を認めたことである。	
（次の事由する事由に○印をつけてください。）	
① 清算する。	
② 一時清算事由を 認 認しない。	

上記のとおり申立てます。

年 月 日

申立書長

[illegible]

（各の二）

成績報告書

第 二 學 年												
		学 期	年 次	年 次	日 付							
成績	学 期	第 一 學 期	第 二 學 期	第 三 學 期	第 四 學 期	第 五 學 期	第 六 學 期	第 七 學 期	第 八 學 期	第 九 學 期	第 十 學 期	第 十 一 學 期
	年 次	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次	第 四 年 次	第 五 年 次	第 六 年 次	第 七 年 次	第 八 年 次	第 九 年 次	第 十 年 次	第 十 一 年 次
	日 付	第 一 日 付	第 二 日 付	第 三 日 付	第 四 日 付	第 五 日 付	第 六 日 付	第 七 日 付	第 八 日 付	第 九 日 付	第 十 日 付	第 十 一 日 付
	学 期	第 一 學 期	第 二 學 期	第 三 學 期	第 四 學 期	第 五 學 期	第 六 學 期	第 七 學 期	第 八 學 期	第 九 學 期	第 十 學 期	第 十 一 學 期
	年 次	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次	第 四 年 次	第 五 年 次	第 六 年 次	第 七 年 次	第 八 年 次	第 九 年 次	第 十 年 次	第 十 一 年 次
第 一 學 期												
第 二 學 期												
第 三 學 期												
第 四 學 期												
第 五 學 期												
第 六 學 期												
第 七 學 期												
第 八 學 期												
第 九 學 期												
第 十 學 期												
第 十 一 學 期												
第 十 二 學 期												
第 十 三 學 期												
第 十 四 學 期												
第 十 五 學 期												
第 十 六 學 期												
第 十 七 學 期												
第 十 八 學 期												
第 十 九 學 期												
第 二十 學 期												

[illegible][illegible]

第五十一号書式

[illegible]

〈その一〉

期	日								
期	日	期	日	期	日	期	日	期	日
合	計	合	計	合	計	合	計	合	計

一、特別活動時間計算書

活動開始の時間、活動名

氏名 _____ 期、年、組 _____ 年 _____ 月 _____ 日

活動 年月 日	曜日	年 月 日	活動の事由	年	月	日	時	分
一、特別活動の事 業に必要となる特別 活動								
二、特別活動の事 業に必要となる特別 活動								
一、特別活動 金								

課長としたこと上に付連し、報告いたします。

年 _____ 月 _____ 日

校長大臣 殿

(官 職)

(その二)

在國內市場

[illegible]

第五十二号書式

第五十二号憲式 (平)政府令第 47 号、公布、明治憲法第 60 号、明治憲法第 61 号、一部改正

(表 2-1-1)

[illegible]

(その二)

在職年以内

[illegible]

[illegible]

第五十四号書式

第五十五号書式